

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

株式会社 学研ココファン・ナーサリー
ココファン・ナーサリー反町

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ココファン・ナーサリー反町
種別:	認可保育所
代表者氏名:	武田朋子
定員(利用人数):	60名(54名)
所在地:	〒221-0832 神奈川県横浜市神奈川区桐畑19-5
TEL/FAX:	045-624-9370 /045-624-9370
ホームページ:	https://nursery.cocofump.co.jp/nursery_school/tammachi/
開設年月日:	2018年4月1日
経営法人・設置主体:	学研ココファン・ナーサリー

職員数	常勤/非常勤	常勤:10名	非常勤:6名
	専門職員(名称)	保育士:11名	栄養士:3名
		看護師:3名	調理師:1名

施設状況

保育室:3	トイレ: 5	(調乳室・更衣室/洗濯室:2)
調理室:1	事務室:1	
園庭:屋上1		

③理念・基本方針

保育理念:すべての人が心ゆたかに生きることを願い今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します

保育方針

- ①子どもの養護と教育を両輪とした、子ども主体の心と体の育ちの支援
- ②子ども一人ひとりの認知・発達に応じた個別の発達支援
- ③地域社会のすべての子育て家庭に対する、様々な取り組みによる育児支援

保育目標(目指す子どもの姿)

- ①基本的な生活習慣が確立した子
- ②心も体も自立した子
- ③自律した行動がとれる子
- ④他人に対する思いやりと寛容な気持ちを抱き、援助ができる子

④施設・事業所の特徴的な取組

ココファン・ナーサリーの取り組み

- ①子どもが本来持っている「育ちのチカラ」を伸ばします
- ②子どもの主体的な活動を援助し、子どもの発達を促します
- ③養護と教育の一体化を実践し、家庭と連携します

地域の特徴

東急反町駅より3分。小高い丘の住宅街の中に立地しており、向かいに青木小学校がある。近隣に大小様々な公園があり、遊歩道や京急神奈川駅付近のJR,京急の線路など散歩や外遊びをするのに恵まれた環境。園舎は2階建て、屋上は人工芝の遊び場になっている。2クラス合同の保育室になっており、異年齢児での生活や遊びなどの環境に適している。学研の総合絵本を使っての読み聞かせや、絵本・図鑑コーナーの設置、絵本の貸し出しなどを通して絵本を身近な生活の中に取り入れている。学研の幼児教育カリキュラム(もじかずランド)(スポチャン教室)を通して、子どもの興味関心を大切にしながら、子どもの発達や成長に適した活動を行う。経験することで自信や意欲をもつなど自己肯定感を感じられるような、取り組みを行う。行事(入園式、こどもの日、七夕、夏まつり、年長お楽しみ会、敬老の集い、運動会、遠足、クリスマス会、もちつき、正月遊び、発表会、節分、ひなまつり、卒園式)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年7月14日

訪問調査日:令和3年7月22日

評価結果確定日 :令和4年3月29日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回: 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)異年齢交流・多世代交流を通じて他を思いやる気持ちを育んでいます

園内でも保育室が2クラスごとに同じ部屋となっている他、降園前の時間は合同で活動したりと異年齢での交流の機会を多く持っています。年長者は年少者の世話をしたり手本となることで、思いやりの気持ちや責任感が育まれています。年少者もまた年長者の行動の真似をしたりすることで生活の幅の拡大がみられます。また、近隣の高齢者施設に訪問するなど幅広い世代との交流により心身の成長、社会性の向上を高める機会となっています。

2)職員の研修機会を確保し、保育の質の向上に繋げています

職員の教育・知識や技術向上に向けて、法人の研修計画により様々な研修の機会が確保されています。初任者研修、フォローアップ研修、リーダー研修、階層別研修、職種別研修の他、OJT等の指導者としてのコーチング研修等を計画しています。外部研修の情報も職員に提供し、必要と思われる職員には受講の推奨もしています。また、インターネットを利用したeラーニングも取り入れコロナ禍においても学びやすい環境を整えています。

3)職員間の協力体制が子どもの成長を促しています

園ではカリキュラム会議を通じて、そこで挙げられた職員の意見、気づき等を他のクラスの職員とも共有しています。そして、その意見を指導計画や保育の実践の参考にしています。例えば、イヤイヤ期の子どもへの接し方など、他のクラスからアドバイスをもらったり、その子どもの様子によっては他のクラスで活動をするなど、職員が子どもの情報を共有することでクラスを越えた協力体制を持ち、子どもたちの保育に生かしています。

◇改善を求められる点

1)コロナ禍の中でも地域に情報発信できる取組に期待いたします

コロナ禍の影響で、地域への保育の専門的な情報、知識の提供が難しい状況でしたが、地域への支援計画は作成されていました。保護者同士の交流も難しい中、紙面で交流の機会を作るなど配慮がなされてきました。今後、同様に直接の交流が難しい事が起こった場合にも、園での取組を活かし、地域へ保育の専門知識を公開し、情報発信の継続を期待いたします。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名：ココファン・ナーサリー反町

この度第三者評価を受審させていただき、職員一同、日ごろの保育や園運営について振り返りをするいい機会を作ることができました。
特に保育の部分では、一人一人の職員が自身の保育に対する姿勢や環境作りなどを見直したり、グループで話し合いをして理解を深めていきました。中でも「子ども主体の保育」については少しずつでも実践していこうと取り組んでいます。
今までも、日々の活動や行事なども職員みんなで考え、実行してきましたが、これからも「子どもたちの自らの育ち」を大切にしてみんなで取り組んでいきたいと思えます。
今回の利用者アンケートを通じて貴重なご意見をいただきました保護者の皆様には、ご協力いただきましたことに心から感謝いたします。
ご意見やご要望を真摯に受け止め職員一同、努力して参りたいと思えます。これからも皆様に安心して利用していただける、地域に根付いた保育・運営を行って参ります。
ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

学研グループの企業理念を園の保育理念とし、基本方針と合わせパンフレットやホームページで周知する他、玄関にも掲示しています。重要事項説明書にも明記され、入園前の説明会で説明しています。クラス懇談会等でも説明していますが、分かりやすい資料を作成している段階です。職員に対しては入職時や年度初めの全体研修等で説明するとともに、中期計画や全体的な計画にも明記し、職員の理解に努めています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

評価結果確定日 : 令和4年3月29日

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

学研グループ系列の「エリア会議」、学研グループの保育・学童・発達支援を含めた「ナーサリー全体会議」において保育事業の動向、運営状況、課題等を把握・分析しています。内容は園での職員会議で周知され、課題の共有を図っています。園の収支や経費等についても系列園と情報を共有し、経費の計画的な利用に役立てています。自治体からの待機児童の状況や地域の保育ニーズの把握も心がけています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人から園での経費や食事費等の予算計画が通知されるため、内容を職員会議等で確認し、見直せる部分を検討しています。消耗品や行事で使用する物品、保育材料等は系列園で一括購入する等、経費を抑える工夫をしています。食材等地域で購入し、地域とのつながりを保つ努力をしています。人材育成についてはキャリアアップを含めた研修制度の確立を図り、働きやすい職場環境作りと職員の定着をめざしています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- 事業者** ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>
 「子育て支援の質の向上」をめざした会社としての中期目標(2021年から2023年)は3年毎に策定され、内容は園児の利用率、職員の定着率等の3年後の目標が具体的に明記されています。中期計画は1年毎に振り返り、3年ごとに見直しています。中期計画の内容は職員会議等で周知していますが、職員全体への内容の浸透率は高くありません。職員全体に周知されることが期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---	----------

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>
 保育理念や保育方針をもとに単年度の事業計画が策定されています。事業内容や職員体制、職員研修、年間行事計画、実習生やボランティアの受け入れ体制等について明記しており、内容は職員会議で周知しています。事業計画は法人の策定している中期計画との連動性が弱いため、今後、連動性の向上と達成状況確認の仕組みの構築が望まれます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は職員会議で意見の集約をし、次年度の計画に反映しています。事業計画の内容は職員会議等で周知していますが、定期的な振り返りや見直しは課題が残っています。今後、職員が参画した振り返りや職員の意見を集約し、その後の計画に反映された見直しができる仕組み作りが期待されます。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画策定に向けて、0歳児から5歳児の保護者代表が参加する年に2回開催される「運営委員会」にて意見交換を行っています。事業計画の内容は園長か運営委員会で説明する他、事業計画と運営会議の議事録も入れた閲覧ファイルを玄関に置き、誰でも確認できるようにしています。その資料は保護者に対して分かりやすいものとはなっていないため、今後保護者の参加を促すことができるように、周知の資料の工夫を進めています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

園全体の保育に関する評価について、職員会議で職員の意見を集約し、年度末に実施しています。運動会等の行事の後は反省会を実施し、行事の振り返りや改善点等について話し合っています。また、職員は年度初めに園長との面談で目標を設定し、年度途中と年度末にはその達成状況を確認して、次年度の目標設定に活かしています。園の自己評価の結果は閲覧ファイルに綴り、保護者がいつでも閲覧できるようにしています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園としての自己評価の結果や課題については職員会議で内容を周知する他、文書化してファイルしており、職員はいつでも確認できるようにしています。内容の確認はしていますが、職員への周知は十分ではなく、そこから導き出された課題に対して改善計画を策定するまでには至っていません。今後職員への確実な周知と課題に向けた計画的な改善の取組が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は事業計画や全体的な計画で保育園の経営・管理に関する方針を示しています。保護者に対しては口頭では保護者会や懇談会で、書面では「園便り」で方針や取組を明確にしています。職員には職員会議で周知しています。園長の業務・責務は法人の「運営ガイドライン」に明記されており、園長不在時は園長補佐、乳児リーダー・幼児リーダーである副主任に権限委任することを定めています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

法人が作成している「運営ガイドライン」には子どもの権利擁護と虐待防止を職員の責務として明記しています。また、園の運営についての法令遵守を園長の責務としています。法人がインターネットを使って実施するeラーニング研修や職種別研修、階層別研修等に法令遵守のプログラムがあり、職員への周知・理解に努めています。園内研修では「浸透度クイズ」を行う等、職員の理解度についての確認もしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園の自己評価の結果を職員会議等で分析・検討し課題を抽出する等その年度の活動を振り返り、職員の意見も取り入れて次年度の事業計画や全体的な計画を作成しています。職員は園長との面談により、個々に年度目標を設定し、中間面談、年度末での面談で達成状況を振り返っています。新人職員に対するOJTを実施する他、法人の計画による研修、外部研修への参加機会を確保することにより保育の質の向上を図っています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は毎月の収支状況等を法人に報告し、人事・労務・財務管理について把握・分析を実施しています。その結果に加え、園の特色や地域環境等を踏まえた園の課題を抽出し、共有、経営改善や保育の質の向上を図っています。職員の就労状況や希望に合わせたシフト作成や、誰もが研修参加等により自己研鑽ができる職場環境の改善に取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

保育理念・基本方針の実現に向け「人としての成長」「専門性の向上」を職員の育成方針とし、「コミュニケーション能力の高い人材」「成功・達成させる信条をもつ人材」「責任感のある人材」育成を目指しています。法人の人材育成プログラムに「期待される職員像」を明示し、階層や職種により期待水準を提示しています。その達成に向けた新人研修・階層別研修・職種別研修等の研修を計画し、知識や技術の習得できる体制を整備しています。人材確保に向けて保育士養成校に園見学や職場体験の呼び掛け、実習生受け入れも実施しています。今後も計画的な採用・人材育成が期待されます。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

法人は「コミュニケーション能力の高い人材」「成功・達成させる信条をもつ人材」「責任感のある人材」を期待する職員像としています。園長との面談時にキャリアアップ等についても相談し、将来の姿を考えられるようにしています。法人により採用・配置・異動・昇進・昇給等の人事基準が定められており、入職時に説明する他、法人での研修でも人事制度について学ぶ機会を設け、職員への周知を図っています。今後も人事基準の周知を図り、職員の働く意欲向上につながることを期待します。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の勤怠・有給取得・時間外労働等労務管理等についてはPCで管理するとともに園長が把握しています。園長がミーティングで、また、毎日各クラスをまわり職員とコミュニケーションをとることで、健康状態や勤務態度等を確認しています。定期的な園長との面談の他、毎年ストレスチェックを実施し、必要があれば法人のホットラインやメンタルヘルスカウンセリングを受けられる体制をとっています。福利厚生について分かりやすく記したマニュアルを回覧しています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>
 法人では期待する職員像を明確にしています。職員は年2回自己評価チェックを行うとともに、年3回の園長との「期待役割面談」において資格取得や知識・技術の向上等の目標を設定し、面談時に達成状況を確認していますが、今後明確な目標や期間の設定、達成状況の確認ができる体制作りが期待されます。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>
 法人の中期計画で、職員体制の充実と人材育成の推進を掲げた「職員育成計画」の中に期待する職員像を明示しています。法人の研修課により年間研修計画がたてられており、新人研修・職務別研修・階層別研修・キャリアアップ研修等を実施し、職員に必要な専門技術や専門知識の習得を目指しています。外部研修の情報も積極的に職員に提供しています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--------------------------------------	----------

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員個々の資格取得状況や経験・知識等については法人で把握しています。新人職員に対してはOJTが行われており、指導を行う職員育成のためコーチ研修も実施しています。外部研修の情報を提供し、研修受講のための勤務体制も考慮しています。職員自ら、また、園長が必要と考える職員には研修受講の声かけをする等人材育成を行っています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
--	----------

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

法人策定の「運営ガイドライン」の中に「実習生対応マニュアル」を整備し、保育人材の育成・社会貢献・地域交流を基本姿勢としています。法人内の養成校や近隣専門学校からの実習生を受け入れています。保育士だけでなく栄養士の実習や園見学も実施しています。実習生の受け入れは園長が担当し、実習に対する心構えや注意事項等のオリエンテーションをしています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人のホームページの中の保育部門のページで会社概要、保育理念や基本方針、保育の内容、事業計画、申し込み、1日の流れ、延長利用、定員、職員数、年間行事等を公開しています。ホームページには園見学や子育て支援についての連絡先を明記している他、第三者評価の内容・その年度の苦情対応の件数についても紹介しています。事業計画や事業報告書は保護者用の閲覧ファイルに綴り、閲覧できるようにしています。神奈川区役所や地域で開催される子育て支援の場にパンフレットを提示し希望者に配布しています。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

法人策定の「運営ガイドライン」の中で園の事務、経理等に関するルールを明確にし、ミーティングや職員会議等で職員にも周知しています。法人の職務分掌にもとづき園で職務分担表を作成し、職員の役割を明示しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

法人の策定する「運営ガイドライン」に地域との関わりについて「多世代交流」を明記するとともに全体的な計画にも具体的な内容を明記しています。近隣の高齢者施設や他の保育園との交流や、中学生の職業体験、ボランティアの受け入れ等を行っています。地域の保護者に向けた講演会の周知や、保育士が近隣の児童を対象に自治会館や地域ケアプラザ等で手作りおもちゃや手遊びのレクチャー等を行っています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

法人の策定する「運営ガイドライン」の中でボランティア受け入れに関する基本姿勢や必要な手続き、子どもとの関わり方、個人情報保護等について定めています。受け入れの際の窓口とオリエンテーションは園長が行い、書面にて同意書を交わしています。行政や保育士養成機関等からのボランティアの依頼があり、受け入れています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

事務室には関連機関の連絡先として園医、神奈川区子育て支援課、児童相談所、警察署、消防署等の連絡先が掲示されています。法人系列園での園長会や神奈川区の認可保育所の園長会等で地域課題を共有し、解決に向けて検討しています。虐待が疑われたり見守りが必要な事例は速やかに児童相談所との連携を図る等しています。配慮が必要な子どもについては定期の巡回等を通して療育センターとも連携を図り、対応しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>
 同区内の園長会に参加し、保育所間での交流、近隣小学校や幼稚園等との連携を図っています。高齢者が多く居住する地域のため、デイサービス施設との交流や他園と公園での交流も行っています。園の第三者委員が近隣自治会の会長であるため、定期的に近隣の福祉ニーズの把握も実施しています。今後地域に向けて子育て相談等の案内の周知等が期待されます。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 a

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>
 法人策定の「運営ガイドライン」の中で「異年齢交流・多世代交流」を掲げ、地域の高齢者施設や他園との交流を図っています。地域の子どもに向け、散歩先の公園で大きな紙芝居を披露したり、手遊びの指導等もしています。法人の防災計画に沿い、避難訓練(火災・地震・不審者想定)を毎月実施しています。備蓄品については栄養士がリストを作り、水、アルファ米、乾パン、ビスケット、おむつ、携帯トイレを管理しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念や保育方針の中で子どもを尊重した保育の実践について明示しています。法人策定の「運営ガイドライン」には倫理綱領が明記されており、法人のガイドライン研修により子どもの人権の尊重や虐待等について学ぶ機会を持っています。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、園全体の自己評価や職員の自己評価等を通して理解度の把握・評価も行っています。保護者に対しては個人面談やクラス懇談会等に説明をしています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

「運営ガイドライン」の中に「個人情報保護方針」を明記し職員は入職時に守秘義務についての誓約書を書面で提出しています。実習生やボランティアについても同様に書面での誓約書を交わしています。「保育の手引き」には保育時のプライバシー保護について明記され、研修等でも再三確認しています。おむつやパンツの交換はトイレ内で行い、身体測定やプールの着替えはパーテーションで仕切り、屋上でのプール活動の際は周囲の金網にターフを張っています。写真やビデオ撮影等については重要事項説明書で説明の上、その都度保護者に確認をとっています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のパンフレットには保育理念や基本方針、保育目標や定員、開園時間、1日の流れ、申し込み・選考方法、延長保育等について記載され、外観と保育室の一部の写真も掲載されています。園見学や入園希望者が来園した際に内容を説明の上配布する他、地域の子育てイベント等でも配布しています。パンフレットは法人で作成し、内容変更等必要があれば園から法人に見直し案を提出しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会や見学会ではパンフレットを使い、保育理念や基本方針、1日の流れ等を説明しています。保育の開始にあたっては重要事項説明書に持ち物や服装、家庭との連携や苦情申し立て等について詳細を説明しており書面にて同意を得ています。入園後に変更となる保育内容については再度重要事項説明書にて説明し、同意を得ています。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所の変更にあたり特に引き継ぎの書類や手順は定めていません。保護者や変更先の園から依頼があれば保護者の同意を得て必要な情報を伝えるようにしています。卒園や転園後も園長を窓口として相談に応じる体制はあります。保護者に対し相談窓口の担当者や相談方法の周知が期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

保育に対する子どもの満足度は日々の保育の中で確認するようにしています。運動会や夏祭り等の行事後や給食について保護者アンケートを実施し、満足度や要望を確認しています。また、年2回のクラス懇談会に園長・担任が参加し直接聞き取りもしています。年2回の個人面談は保護者の都合に合わせて配慮をし、内容は個人記録に残しています。アンケートの集計結果は家族に配布しています。要望や改善点については職員会議で改善策を検討し、アンケートの結果と合わせて保護者に伝えていきます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制は、苦情解決の担当者、責任者に加え第三者委員を定めています。重要事項説明書に明記し、入園説明会で保護者に説明し、園内に苦情解決の仕組みのポスターを掲示しています。玄関には苦情記入カードと鍵付きの意見箱を置き、無記名で意見を寄せられるようにしています。寄せられた意見については職員会議で検討し、解決策を保護者会で伝えています。意見箱が利用されることはほとんどなく、保護者は登降園時等に直接伝えています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書に苦情解決責任者や第三者委員等に相談ができる仕組みや連絡先を明記し、入園説明会にて説明しています。また、玄関には意見箱の設置や苦情解決の仕組みについて掲示する等、複数の方法を明示しています。登降園時に園長や担任が保護者に声をかけ、話をしやすい雰囲気作りを心がける他、相談がある保護者に対しては他の人の目に触れないよう事務室や園児のいない保育室を利用する等しています。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、登降園時に積極的に保護者に声かけをし、意見や要望を伝えやすい環境を整えています。玄関に意見箱を設置する他、行事後のアンケート等意見や要望を伝える仕組みを整備しています。意見や要望については、職員会議で検討し、対応について回答をしています。対応マニュアルを含む「運営ガイドライン」は職員の意見等を集めて法人で毎年見直し、修正を行っています。設置している意見箱が透明で中身が見えやすくなっているため、中身を見えなくする工夫が望まれます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントについては「危機管理」「感染防止」等のマニュアルがあり「運営ガイドライン」に記載されています。クラス毎に「事故防止チェックリスト」「安全点検チェックリスト」により安全点検を行い、保育室等の安全環境の改善を実施しています。日々の保育の中でヒヤリハット、事故報告書に記録し、職員会議で共有して再発防止に努めています。法人で行うリスクマネジメント研修を職員全員で受講しています。災害時等の責任者は園長になっています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

「運営ガイドライン」の中に「感染症・衛生管理マニュアル」を整備しており、園内研修を実施して職員の理解を深めています。看護師が中心となり、感染症の流行時期前に消毒液の希釈方法や嘔吐処理、手洗いの方法を指導しています。保護者に対しては重要事項説明書の中で学校感染症の一覧、出席停止期間等を記載し対応についても周知しています。感染症発生時には病名、感染者数、予防とまん延防止の方法を掲示し、注意喚起をしています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

「運営ガイドライン」の中の「危機管理マニュアル」や防災計画により毎月避難訓練(火災・地震・災害等)や不審者対応訓練、消防署への通報訓練を実施しています。災害対策マニュアルや備蓄品リスト、関係機関一覧、避難場所マップ等を備えています。保護者への安否確認は、事前に提出している「災害時連絡カード」の連絡先の電話やブログを使用することとし、さらに、現在ICT化を進めています。職員への連絡は「職員緊急連絡網」にもとづき電話・メールを利用しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育についての標準的な実施方法は、全園共通の「運営ガイドライン」に明記されています。そこには、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護について等子どもとの関わり方が示されています。ガイドラインは日々の振り返りや園内研修を通じて職員間で周知徹底に努めています。日々の活動は保育日誌に記録し、子ども一人ひとりに応じた保育が実践できているかを園長が確認しています。また各会議等では、保育の実施状況を確認し、子ども個々の発達を捉えて一人ひとりに応じた保育が行えているかなどを、職員同士で話し合い確認しています。

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
 - b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
 - c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に変更されている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な保育の実施をするための、カリキュラム会議を通じて、そこで挙げられた職員の意見、気づき等を他のクラスの職員と共有し参考にしています。その結果、職員同士で協力したり、活動の幅が広がり、子どもたちの保育に反映させています。マニュアルなどで早急に見直しが必要な場合はその都度見直しを行い、柔軟に対応しています。また、職員からの意見や気づき、日々の送迎時や連絡帳に記載された保護者の意見や要望、行事後に実施する保護者アンケートなどから得た保護者の意見、提案も、必要に応じて保育に反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園時の面談や日々の会話、入園後の面談、懇談会などから、子どもや保護者に関する情報収集を定期的実施し、職員間で共有しています。それらの情報をもとにした、年間、月、週、日案などの指導計画は、クラス担任が作成し、リーダー、園長のアドバイスを活かして実施しています。また、必要に応じて栄養士、看護師、他専門機関の助言なども指導計画に反映しています。全体的な計画のもとに各指導計画を作成し、個別指導計画は保護者の要望も反映するように努めています。実践している保育内容については、振り返り、反省を行い、次月に活かしています。配慮が必要な子どもへの対応は、カリキュラム会議等で検討し、子どもの個性や保護者の気持ちに沿った保育を提供できるように努めています。

第三者評価結果

43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画については、それぞれの指導計画ごとに評価と見直しを行っています。カリキュラム会議で子どもの状況を報告し合い、子どもの様子、養護と教育の各領域のバランスを考慮した計画であるかなどの点で評価し、見直しています。評価見直しによって変更された計画等、各学年の指導計画は、全職員が閲覧し検印して情報共有に努めています。日々の保育の中で急な変更(天候や子どもの出席率)がある場合は、担任が判断した活動内容を実施し、週案に赤字で訂正をして園長に報告をするなど柔軟性を持たせています。これら計画の見直しにより新たな課題が出た場合は、評価反省を踏まえて次月の指導計画に活かしています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

在園中の子どもの心身の発達の情報は、経過記録、健康調査票、入園までの生活状況、面談記録を個別にファイルしています。週に1度、連絡会議で子どもの様子、変更事項などを職員間で情報共有しています。子どもの記録は記入に差が出ないよう、研修や園長からの指導を通じて統一性を図っています。子どもの記録を残す際には、子どもの伸びている点などに配慮し、客観的な視点で記録することを心がけています。日々の子ども、保護者の連絡はクラスごとの申し送り表を利用して周知に努めています。

第三者評価結果

45 III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

運営ガイドラインには、情報の収集、利用、保管、破棄などが明記されています。個人情報規程は、園内研修を通じて職員に周知され、個人情報に対する誓約書、退職時誓約書を提出してもらって、個人情報規程の遵守に努めています。記録管理の責任者は園長が務め、パソコンは園長専用、職員専用、栄養士専用と決められ、使用後のログアウトの徹底など、情報漏えいの無いように努めています。保護者には、入園時の説明会で重要事項説明書をもとに、個人情報保護やプライバシー保護に関する内容をきちんと説明し、同意を得たうえで署名捺印してもらっています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>	
園の全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針や児童福祉法等の趣旨をとらえて作成しています。法人の保育理念や保育方針、取組、保育方針の4つの柱をもとに、地域の特徴、園の特色を捉え、毎年、全常勤職員で話し合っ作成しています。擁護、教育には、現場の意見が反映されたねらいが設けられ、子どもの発達過程、家庭の状況などを踏まえたものになっています。園の特徴として、たて割り保育、学研アプローチを年齢ごとに実施し、子どもたちがその経験を通して、創造力と、主体性が育めるようにしています。全体的な計画は、年度末に見直しが行われ、職員の意見などを踏まえて必要がある時には変更をしています。	

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価結果確定日 : 令和4年3月29日

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

各部屋に温度・湿度計や空気清浄機(加湿、除湿含む)を設置しています。夏季に湿度が下がりにくい部屋には、除湿器を追加し子どもが過ごしやすい環境になるよう工夫しています。園舎は、24時間換気の空調を使い、近隣への音への配慮をしています。玩具、設備などはガイドラインに沿った方法で定期的に消毒をし、口に入れたり汚れたりした場合はすぐに消毒し、成長に応じた安全なものを備えています。机や柵、マットを用いて、子どもが室内で自由に遊ぶ環境を確保しています。保育室や廊下、トイレなどはガイドラインに沿った方法で定期的に清掃をし、午睡用の布団は年1回新しいものに取り換え、2ヶ月に1度乾燥をして衛生管理に努めています。食事と睡眠の場所は別にし、トイレは子どもが使いやすい環境になっています。園では、子どもがくつろいだり、落ち着ける場所をもう少し工夫してゆきたいと考えています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの心身の成長や課題については発達記録、個別指導計画などで把握し、さらに連絡帳、個人面談で保護者とのコミュニケーションを取り、一人ひとりの子どもの家庭状況を把握できるようにしています。子どもの気持ちに寄り添い、表情や行動を注意して見守ってうまく自分の気持ちを伝えられない子どもの言葉を代弁するなど、子どもの気持ちを受け止められるようにしています。注意が必要な場合にも、子どもの個性や年齢に応じて、理解できる言葉で端的に伝え、穏やかな口調で子どもが話を聞けるように心がけています。子どもの人権を傷つけたり、個性を否定するような言葉遣いにつながるNGワード等は研修や、運営ガイドラインをもとに職員間で周知しています。時と場合により十分な声かけが出来ていない事があるので言葉かけの配慮を継続していきたいと考えています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

事業者名： ココファン・ナーサリー反町

<コメント>

保育目標には「基本的な生活習慣が確立した子」という文言があります。園は子どもの主体性を大切に、他と比べるのではなく、一人ひとりの育ちを見守っています。着替え、片付けなどの基本的な習慣は、子どもの「できた」喜びを大切に達成感を持てるように支援をしています。職員は、出来た時は、ほめて自信につながるような関わり方をしています。子どもが主体的に〇〇してみようという気持ちを見逃さないようにして、その気持ちを大切にしつつ、さりげなく支援をしています。乳児の家庭との連続性が必要な時期は一人ひとりの子どもの家庭での生活状況を把握し、子どもの生活習慣に合わせて授乳、睡眠の対応をしています。健康教育や食育などを通して手洗い、うがいなど生活習慣が、なぜ必要か年齢に合わせてわかりやすく伝えています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもたちが個々の興味関心によって、遊びを選べるように環境を作っています。机でコーナーを作り、色々なものを少しずつ取り出して、子どもたちが自分の発想を充分活かせるように工夫しています。また、子どもの動線を考えて安全に配慮した物の配置をしています。近隣の公園など散歩先でできる限り戸外での活動を取り入れ、年齢に合わせて子どもが充分遊びこめるようにしています。異年齢児と合同での活動を通して思いやりの気持ちや、憧れの気持ち、また、ルールのある遊びでは我慢することも学んでいます。地域交流について年間計画を立て、コロナ終息後にはすぐにも実施できるように取り組んでいます。園では、制作で様々な素材や手法などを取り入れ工夫していますが、さらに自発的に自由に表現できるようにすることを課題としています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

家庭との連続性が必要な0歳児は、個々の生活リズムを大切にし、睡眠や食事、遊びなどが行えるように配慮しています。また、いつも同じ保育者が関わるようにすることで、子どもとの愛着、信頼関係を作り、子どもが安心して生活できるようにしています。看護師も保育に入って、毎日の健康状態などを観察できるようにしています。子どもの表情や喃語には応答的に関わって、子どもが自分が大切にされている事を感じられるように対応しています。玩具は安全性に配慮し、常に衛生的に遊べるように努め、ハイハイやつかまり立ち、伝い歩き、歩行と運動機能の発達に応じて危険のないように環境を整備しています。食事の様子を栄養士と共有し、こまめに保護者と面談をしながら離乳食を進め、園での食事、遊び、排泄などの状況は保護者に連絡帳を通じて伝え、保護者と園と連携して子どもの成長を見守っています。室内遊びの場所で長時間過ごすことも多いので、環境の工夫を課題としています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

保育士は小さな事でも、子ども自身が自発的に「〇〇したい」といった表情や様子を見逃さず、子どもが自分で集中して遊べるように見守っています。また、一緒に歌ったり、他人と遊ぶ楽しさも伝えていきます。かみつき、ひっかきは、職員が子どもの気持ちを受け止めて言葉かけをするなどして安全を確保していますが、なぜこのような事になるか職員間で話し合い、再発のないように対応しています。2歳児ごろの自我が目覚める時期の子どもの主張は肯定的に受け止め、子どもが自己肯定感を持って安心できるようにしています。保育士は、友だちとのかかわりの中から、順番があることや、ルールのある事、自分も嫌な事は他のお友だちにもしないなど、子どもが理解しやすい状況、言葉で伝えていきます。保護者には、連絡帳や降園時に子どもの様子を伝えて子どもの育ちを共有できるように努めています。戸外では探索する姿があるので、室内遊びでももっとじっくり遊べるように工夫したいと考えています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

職員は、子どもの日ごろの様子を見て興味関心を知り、それに合わせた遊びや活動を取り入れるようにしています。幼児ならではのルールのある遊びやチームに分かれての遊びなどを定期的に活動に取り入れて、充実した集団遊びになるよう工夫しています。職員は、子どもたちが興味を持てるような活動を考え、情報を共有しています。カリキュラム会議などで他のクラスの様子、子どもの様子を共有して、縦割り保育や合同での活動などに反映させ、制作や絵画などを協同で行う機会を作っています。全体的な計画には、異年齢交流が掲げられています。子どもたちは、自分と違う年齢の子と関わることで、年下の子どもの要望に応じるなど、年下に合わせる思いやりの気持ちを育んでいます。職員は、子どもたちの自己肯定感が育まれるように支援しています。毎日の活動の様子を保護者に向けて掲示したり、定期的にブログに載せて伝えていきます。今後は地域に向けて伝えることが期待されます。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園内はバリアフリー構造になっています。障害のある子どもの受け入れにあたっては、子どもの特性に合わせて個別指導計画を作成し、子どもが園生活を快適に過ごせるような支援に努めています。個別に配慮が必要な子どもについては、担任保育者と個別配慮リーダーが相談し、全職員の会議で定期的に報告して共有しています。配慮が必要な子どもは、月間指導計画の中に個別配慮事項として子どもの様子や配慮について記載し、保護者には随時個人面談をするなどして、連携を密にしています。集団の中では、気が散ってしまう子どもには、食事の席や午睡時の布団の位置などに配慮し、落ち着けるような配置をするなど対応しています。個別配慮研修や障害児保育研修で学んだことを全職員で共有しています。全体的な計画には、障害のある子どもへの配慮についての記載がありますが、今後は、他児や他の保護者の理解を深めるような取組が必要だと考えています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

延長保育にあたり、在園時間の違う子どもたちの生活へ配慮し、静動のバランスを考えています。長時間にわたり保育園で過ごしている子どもは、夕方は落ち着いて遊べるようにいくつかのコーナーで好きな遊びができるような環境を作っています。異年齢児との合同保育になる場合は、子どもたちの動きや遊びなどを考慮して危険のないようにコーナーを設定しています。夕方はできるだけ少人数で、合同保育にするようにしています。子どものストレスをできるだけ軽減するために、保育士は、子どもとのスキンシップを十分に取り入れて安心して過ごせるようにしています。職員間での引き継ぎを必ず行い、担任保育士と保護者の連携が取れるように配慮しています。子どもの様子など伝えることがある場合は、申し送り表を使って連絡漏れの無いように務めています。延長保育のおやつの内容などは保護者にも知らせています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の中に小学校との連携、就学に向けた支援について園の姿勢を明記しています。子どもの就学先に提出する保育所児童保育要録は担任が作成しています。コロナ禍の影響で例年の取組が難しい状況でしたが、終息後は以前と同じように子どもたちが就学に向けて期待が持てるように、小学校や他園との交流などの取組を再開する予定です。就学に向けた取組の一つとして、「遊びながら、文字や数に親しむ」という内容で、学研の幼児教育プログラムを保育の中に取り入れています。知的好奇心やできたことの自信が身に付き、就学への期待や喜びにつながるように努めています。年長児の保護者には、就学に向けての資料を配布しています。今後、年長の保護者と卒園児保護者の懇親会などの機会を企画したいと考えています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

ガイドラインに沿って、子どもの健康管理を行っています。看護師が各クラスを回って子どもたちの視診を行い、子どもの体調や怪我などを把握しています。日中の怪我や体調の変化についても看護師、関係職員に周知共有しています。受診の必要があるような場合は、保護者と法人担当に連絡をしてから適切に対応しています。健康調査票で個々の健康に関わる情報が得られるようにしています。看護師が、年間保健計画を作成し、年齢や時期に応じて、絵本や紙芝居で手洗いの仕方を伝えたり、クイズ形式で体の器官を学んだりするなど健康教育を行い、子どもたちが自分の身体に関心を持ち、健康の大切さを感じられるようにしています。0~2歳児は午睡時に必ずSIDSチェックを行っています。保護者に対して、入園時に重要事項説明書の中で健康管理について伝えています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年に2回、全園児に内科健診と歯科健診を行っています。3～5歳児は年1回の尿検査、3歳児は年1回の視聴覚検査を実施しています。健診の結果は関係職員に周知し、日々の保育に活かせるようにしています。保護者にも健康カードと口頭で健診の結果を知らせ、受診や治療、家庭での生活習慣につながるようにしています。毎月全園児の身体測定を行っています。現在、保育園では食後の歯磨きは行っていないですが、歯科医に歯磨き指導をしてもらうなどの健康教育を通して歯磨きの大切さを伝えています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー児の対応マニュアルに沿って、保護者から、主治医の「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらっています。職員は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿い、子どもの状況確認の手順や注意事項などを園内研修により周知しています。調理職員は外部のアレルギー研修に参加して新しい知識を学び、全職員と共有しています。入園時の面談、提出書類でアレルギーの確認を行い、アレルゲンとなる食材を確認しています。食事の席は他の子どもと机を別にし、食器は違う色の物を使用しています。現在は預かりは行っていないですが、熱性けいれんの座薬やアナフィラキシーのエピペン研修なども看護師が講師になって園内研修を行い、職員が対応できるよう知識、技術の習得に務めています。今後は、他児や他の保護者の理解の為の取組も必要だと考えています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

園では年齢、子どもたちの興味に応じた食育への取組を実施しています。3、4、5歳児クラスでは恵方巻、クッキーなど簡単なクッキングを行ったり、食事のマナーを学んでいます。0、1、2歳児クラスでも、野菜や果物に触れたり、食べてみる体験をしています。牛乳をシェイクして自分たちで作ったバターをクラッカーにのせて食べる体験をしました。コロナ禍以前は、おしゃべりをしながら楽しい雰囲気ですら食事をしていましたが、現在は黙食を心掛け、感染症拡大防止をふまえて安心して落ち着いて食事ができるよう工夫をしています。年齢に応じた食器や、食具を使用しています。完食した達成感を味わえるように、食べる前に自分で食べられる量を子どもたちに聞いて、盛り付ける量を減らすなど、完食の喜びを感じられるようにしています。苦手なものが食べられた時には、褒めるなど次につながる言葉をかけています。子どもたちに人気のあるメニューのレシピを用意したり、掲示するなどして保護者にも給食に興味を持ってもらえるように働きかけています。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 - b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 - c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

献立は2週間サイクルになっています。子どもたちに安全でおいしい給食を提供するために、調理の味付け、食材の切り方、献立作成などに保育士の意見も反映させ、栄養士、調理師は子どもたちの様子を見て、子どもたちの好みなどの把握に努めています。月1回の給食会議で調べた結果などを話し合い、次の献立作成につなげています。子どもの残食を減らす取組として、丼物は、具とご飯を別にして提供するなど工夫をしています。献立は、旬の食材を使い、薄味、天然出汁で季節感を感じられるように配慮したり、行事食を取り入れて、メニューや飾りつけなどを工夫し、子どもたちが見た目も楽しめるようにしています。調理室の衛生管理マニュアルにもとづいて、職員は調理室や食器、備品、食材などの毎日の衛生管理を徹底しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0～2歳児クラスでは、連絡帳を使って保育園の様子や家庭での様子を伝え合い、3～5歳児クラスでは、おたより帳の連絡欄を使用して保護者と連携を取れるようにしています。日頃の保育の様子や行事などは、玄関に写真入りで掲示したり、ブログに載せて保護者に伝えています。お迎え時にも保護者と一対一で話す機会を作り、園での様子や家庭での様子を共有しています。年に2回個人面談を設定し、子どもの成長、気になる事、課題などを話し合っていますが、保護者からの要望によっては随時個人面談をしています。内容は個人ファイル(児童票)に綴じ、職員間で共有しています。保育参加や保育参観を行い、集団の中での子どもの様子を見てもらっています。保育方針や保育の取組については入園時や懇談会などで伝えたり、全体的な計画を見やすい場所に掲示するなどして伝えています。もっと理解してもらえるような工夫を考えています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日々の送り迎え時のコミュニケーションを通じて、子どもの様子を伝えたり、家庭での様子も聞いたりして、保護者との信頼関係を築くように努めています。保護者から相談を受けた時ははていねいに対応し、必要に応じて、保護者の就労状況に合わせて日程を設定するなどして相談の場を設けています。保育士は相談や悩みに対して具体的なアドバイスをし、その後もフォローするよう努めています。保育士は必要に応じて主任や園長に相談し、助言指導を受けています。相談内容は主任、園長に報告し、時には会議を開いて職員間で情報共有し、同じ対応ができるようにしています。相談内容は、記録され個人ファイル(児童票)に綴じられています。園では病児保育の情報や地域の子育て情報を閲覧ファイルや掲示などで保護者に伝え支援を行っています。

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

運営ガイドラインに虐待防止に関する項目があります。朝の受け入れ時の視診で、ケガのある場合は保護者に確認をしています。また、着替えの時の子どものあざ、子どもの機嫌、何気ない会話にも注意を払っています。子どもに虐待の兆候が見られた場合には、園長に報告し、園長が窓口となって家庭支援課や関係機関と連携を取れる体制ができています。職員間で情報共有し、園全体で統一した対応方針を決めています。保護者が一人で悩まないように、気持ちに寄り添い、いつでも相談にのるなど保護者の気持ちのケアにも努めています。職員は、虐待に関する研修を受けて知識を深めています。子どもに対する保育士の何気ない言葉がけや対応も、子どもの人権侵害につながることもあり得ることを理解し、自己評価を行って確認しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員は、年に2回自己評価を行っています。また、年度末には職員会議の中で保育所全体の保育実践の自己評価を行っています。現在、日々の保育や会議での話し合いの中で振り返りと自己評価を行っていますが、職員相互の学び合いに発展できると、さらに良いと園長は評価しています。各指導計画の記録でも振り返りをして、保育の質の向上に結びつくように配慮しています。日々の各指導計画に対する保育の実践について、カリキュラム会議で意見交換等を行い、主体的に日々の保育の振り返りを行っていますが、指導計画は子どもの育ちを中心にして捉える視点を意識して自己評価をしていけるように、取り組んでいきたいと考えています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323